

天王寺動物園 101 計画アクションプラン評価会議開催要綱

(目的)

第 1 条 天王寺動物園 101 計画「アクションプラン」の取組結果にかかる点検及び評価を行うにあたり、必要な専門的見地による意見又は助言を聴取するため、天王寺動物園 101 計画アクションプラン評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第 2 条 評価会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 天王寺動物園 101 計画アクションプランにかかる取組結果を踏まえた評価に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか第 1 条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(評価会議の委員)

第 3 条 評価会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 評価会議は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、本市が特に定める事項について守秘義務を負うこととする。

(座長)

第 4 条 評価会議の座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は、評価会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(期間)

第 5 条 会議の開催期間は、施行日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 6 条 会議の事務局は建設局公園緑化部調整課動物園改革担当が担う。

(細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、評価会議において定める。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 25 日から施行する。